

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲，事業名称の決定及び出資法人の統合に伴い，藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正を行う必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

藤沢市教育委員会規則第3号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（昭和12年教育委員会規則第3号）の一部を、次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 事務局（藤沢公民館及び村岡公民館を除く。）は、地域主体のまちづくりを推進するため、市民センター並びに藤沢公民館及び村岡公民館の所掌事務について、支援を行うものとする。

第4条教育政策推進課の分掌事務第4号中「（仮称）教師塾」を「ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」」に改める。

第4条文化推進課の分掌事務第3号中「財団法人藤沢市芸術文化振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部」に改める。

第4条スポーツ課の分掌事務第13号中「財団法人藤沢市スポーツ振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 社会教育事業の企画及び実施
- (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 公民館施設の目的外使用許可
- (4) 学習相談に関すること。
- (5) 社会教育団体活動の支援
- (6) 学校教育財産（給食調理施設を除く。）の管理（消耗品の管理，維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。）に関すること。（藤沢公民館及び村岡

公民館に限る。)

- (7) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (8) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (9) 地域まちづくり基金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (10) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (11) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (12) 防犯灯の設置及び維持管理に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (13) 市民の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (14) 災害時における要援護者に対する支援体制に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (15) 地区ボランティアセンターの運営等に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (16) 高齢者福祉団体の運営に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (17) 敬老事業に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (18) 児童館及び地域子供の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (19) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (20) 生活被害に係る有害鳥獣の捕獲等に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (21) スズメバチの巣の駆除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (22) 商店街の空き店舗の活用支援に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (23) 地域の水防に係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (24) 公園緑地(予定地を含み、指定管理者の公園を除く。)の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (25) 公園緑地の賃貸借及び使用貸借に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (26) 公園緑地（予定地を含む。）の占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (27) 公園緑地の自費施工工事の許可及び指導並びに完了検査に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (28) 公園の改良及び修繕に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (29) 公園愛護会の設立、運営及び指導に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (30) 街路樹の維持管理に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (31) 樹木及び生垣の保存指定及び解除に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (32) 保存樹木等の奨励金に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (33) 市有山林（公園緑地以外の緑地を含む。）の維持管理に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (34) 特別緑地保全地区の維持管理に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (35) 憩いの森の維持管理に関する事務の補助執行（藤沢公民館に限る。）
- (36) 松くい虫の防除に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (37) 緑の広場（家庭菜園を含む。）の指定、解除及び維持管理に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (38) 地区内の狭あい道路の整備に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (39) 交通安全施設の整備に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (40) 地区内の一般市道の新設及び改良並びに歩道の築造に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (41) 街路用地の維持管理（行政財産の目的外使用を含む。）に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (42) 地区内の道路（照明灯の施設を含む。）補修の調整、計画及び施工に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (43) 地区内の道路の新設舗装、舗装打ち換えの計画及び施工に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (44) 地区内の道路排水、法面保護等のための施設の計画及び施工に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (45) 地区内の私道舗装の指導及び施工に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

- (46) 地域防災に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (47) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (48) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行（村岡公民館に限る。）
- (49) 交際及び儀礼に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

別表第2固有事務決裁表教育政策推進課の項中「（仮称）教師塾」を「ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」」に改め、生涯学習課の項社会教育の項中「管理運営の」の次に「総括並びに」を加え、公民館の管理運営の項中「課等の長」を「公民館長」に改め、同表生涯学習課の項公民館の運営管理の項に次のように加える。

公民館施設の目的外使用許可	公民館長
9,000万円未満までの不動産の賃借（支出命令を除く。）	公民館長

別表第2固有事務決裁表文化推進課の項中「財団法人藤沢市芸術文化振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部」に改め、同表スポーツ課の項中「財団法人藤沢市スポーツ振興財団」を「財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行																						
<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 496 1048 991"> <tr> <td rowspan="5">教育総務部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>教育政策推進課</td> </tr> <tr> <td>学務保健課</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>文化推進課</td> </tr> <tr> <td>総合市民図書館</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> </tr> </table> <p>2 教育委員会における施策等に関し必要な総合調整を図るため、教育総務部教育総務課を教育委員会内の総合調整機能を有する課とする。</p> <p>3 <u>事務局（藤沢公民館及び村岡公民館を除く。）は、地域主体のまちづくりを推進するため、市民センター並びに藤沢公民館及び村岡公民館の所掌事務について、支援を行うものとする。</u></p>	教育総務部	教育総務課	教育政策推進課	学務保健課	教育指導課	学校施設課	生涯学習部	生涯学習課	文化推進課	総合市民図書館	スポーツ課	<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 496 1915 991"> <tr> <td rowspan="5">教育総務部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>教育政策推進課</td> </tr> <tr> <td>学務保健課</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>文化推進課</td> </tr> <tr> <td>総合市民図書館</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> </tr> </table> <p>2 教育委員会における施策等に関し必要な総合調整を図るため、教育総務部教育総務課を教育委員会内の総合調整機能を有する課とする。</p>	教育総務部	教育総務課	教育政策推進課	学務保健課	教育指導課	学校施設課	生涯学習部	生涯学習課	文化推進課	総合市民図書館	スポーツ課
教育総務部		教育総務課																					
		教育政策推進課																					
		学務保健課																					
		教育指導課																					
	学校施設課																						
生涯学習部	生涯学習課																						
	文化推進課																						
	総合市民図書館																						
	スポーツ課																						
教育総務部	教育総務課																						
	教育政策推進課																						
	学務保健課																						
	教育指導課																						
	学校施設課																						
生涯学習部	生涯学習課																						
	文化推進課																						
	総合市民図書館																						
	スポーツ課																						

(分掌事務)

第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。

教育政策推進課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 学校支援及び地域連携に関すること。
- (4) ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関すること。

文化推進課

- (1) 文化振興事業の企画及び実施
- (2) 文化事業の推進に関すること。
- (3) 財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整
- (4) 市民ギャラリーに関すること。
- (5) 文化振興基金に関する事務の補助執行
- (6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行
- (7) 市民会館の運営管理の補助執行
- (8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行

スポーツ課

- (1) スポーツ振興の総合企画及び連絡調整

(分掌事務)

第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。

教育政策推進課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 学校支援及び地域連携に関すること。
- (4) (仮称)藤沢教師塾に関すること。

文化推進課

- (1) 文化振興事業の企画及び実施
- (2) 文化事業の推進に関すること。
- (3) 財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整
- (4) 市民ギャラリーに関すること。
- (5) 文化振興基金に関する事務の補助執行
- (6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行
- (7) 市民会館の運営管理の補助執行
- (8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行

スポーツ課

- (1) スポーツ振興の総合企画及び連絡調整

- (2) スポーツ施設整備計画の策定と実施
- (3) スポーツ振興事業の企画及び実施
- (4) スポーツ・レクリエーションの奨励普及
- (5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導
- (6) スポーツ振興審議会の庶務
- (7) スポーツ施設に関すること。
- (8) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。
- (9) 学校体育施設の開放に関すること。
- (10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理
- (11) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理
- (12) 民間体育施設の開放に関すること。
- (13) 財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整
- (14) スポーツ振興基金に関すること。
- (15) スポーツ課の庶務
- (16) 指定管理者に対する運営指導

(生涯学習部に属する教育機関)

第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育事業の企画及び実施

- (2) スポーツ施設整備計画の策定と実施
- (3) スポーツ振興事業の企画及び実施
- (4) スポーツ・レクリエーションの奨励普及
- (5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導
- (6) スポーツ振興審議会の庶務
- (7) スポーツ施設に関すること。
- (8) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。
- (9) 学校体育施設の開放に関すること。
- (10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理
- (11) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理
- (12) 民間体育施設の開放に関すること。
- (13) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整
- (14) スポーツ振興基金に関すること。
- (15) スポーツ課の庶務
- (16) 指定管理者に対する運営指導

(生涯学習部に属する教育機関)

第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育事業の企画及び実施

- (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 公民館施設の目的外使用許可
- (4) 学習相談に関すること。
- (5) 社会教育団体活動の支援
- (6) 学校教育財産（給食調理施設を除く。）の管理（消耗品の管理、維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。）に関すること。（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (7) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (8) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (9) 地域まちづくり基金に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）
- (10) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (11) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整
- (12) 防犯灯の設置及び維持管理に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (13) 市民の家の施設の維持管理（行政財産の目的外使用を含む。）及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (14) 災害時における要援護者に対する支援体制に関する事務の

- (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 学習相談に関すること。
- (4) 社会教育団体活動の支援
- (5) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (6) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (7) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整
- (8) ぐらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

(15) 地区ボランティアセンターの運営等に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(16) 高齢者福祉団体の運営に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(17) 敬老事業に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(18) 児童館及び地域子供の家の施設の維持管理（行政財産の目的外使用を含む。）及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(19) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(20) 生活被害に係る有害鳥獣の捕獲等に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(21) スズメバチの巣の駆除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(22) 商店街の空き店舗の活用支援に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(23) 地域の水防に係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(24) 公園緑地（予定地を含み、指定管理者の公園を除く。）の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(9) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(10) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (25) 公園緑地の賃貸借及び使用貸借に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (26) 公園緑地（予定地を含む。）の占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (27) 公園緑地の自費施工工事の許可及び指導並びに完了検査に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (28) 公園の改良及び修繕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (29)公園愛護会の設立，運営及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (30) 街路樹の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (31) 樹木及び生垣の保存指定及び解除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (32) 保存樹木等の奨励金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (33) 市有山林（公園緑地以外の緑地を含む。）の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (34) 特別緑地保全地区の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (35) 憩いの森の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館に限る。)
- (36) 松くい虫の防除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村

- (11) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

岡公民館に限る。)

(37) 緑の広場(家庭菜園を含む。)の指定, 解除及び維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(38) 地区内の狭あい道路の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(39) 交通安全施設の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(40) 地区内の一般市道の新設及び改良並びに歩道の築造に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(41) 街路用地の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(42) 地区内の道路(照明灯の施設を含む。)補修の調整, 計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(43) 地区内の道路の新設舗装, 舗装打ち換えの計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(44) 地区内の道路排水, 法面保護等のための施設の計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(45) 地区内の私道舗装の指導及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(46) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(47) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡

(12) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(13) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(14) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(15) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡

公民館に限る。)

(48) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)

(49) 交際及び儀礼に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

附 則(平成 21 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係)

教育長の職務表

職務の内容
1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び副市長の職務の補佐
2 上司の命を受け、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
4 職員の服務管理及び士気の振興
5 自己研修による職員への垂範
6 事務局の事務の進行管理及び調整
7 上司に対する情報の提供及び助言
8 上司に対する事務局の事務の基本計画の変更、異例な事項及び施行状況等の報告
9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに上司の指示事項の周知

別表第 2(第 10 条関係)

共回事務決裁表

事	決裁事項	決裁	合議	備考
---	------	----	----	----

公民館に限る。)

(16) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)

別表第 1(第 8 条関係)

教育長の職務表

職務の内容
1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び副市長の職務の補佐
2 上司の命を受け、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
4 職員の服務管理及び士気の振興
5 自己研修による職員への垂範
6 事務局の事務の進行管理及び調整
7 上司に対する情報の提供及び助言
8 上司に対する事務局の事務の基本計画の変更、異例な事項及び施行状況等の報告
9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに上司の指示事項の周知

別表第 2(第 10 条関係)

共回事務決裁表

事	決裁事項	決裁	合議	備考
---	------	----	----	----

務の種類			区分			
庶務	事務引継	部長等	教育長			
	事務局に属する重要な調査, 報告, 進達, 副申, 指令, 通知, 申請, 照会, 回答		教育長	教育総務課		
	教育委員会議案		教育長	教育総務課		
	規程等の制定改廃		教育長	教育総務課		
	公示	特に重要なもの		教育長	教育総務課	
		重要なもの		部長		
		軽易なもの		課等の長		
後援等の許可		課等の長				
人事	職務専念義務の免除		部長等	教育長		
	年次休暇	4日以上のもの	部長等	教育長		
	非常勤職員(藤沢市教育委員会)		部長	教育		

務の種類			区分			
庶務	事務引継	部長等	教育長			
	事務局に属する重要な調査, 報告, 進達, 副申, 指令, 通知, 申請, 照会, 回答		教育長	教育総務課		
	教育委員会議案		教育長	教育総務課		
	規程等の制定改廃		教育長	教育総務課		
	公示	特に重要なもの		教育長	教育総務課	
		重要なもの		部長		
		軽易なもの		課等の長		
後援等の許可		課等の長				
人事	職務専念義務の免除		部長等	教育長		
	年次休暇	4日以上のもの	部長等	教育長		
	非常勤職員(藤沢市教育委員会)		部長	教育		

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱		総務課	
---	--	-----	--

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課	
	教員職の免, 罰, 賞等	職員の免	上級以下の職員	教育	職員課	
		職員の復職	上級以下の職員	教育	職員課	
		嘱託の任免		教育	職員課	
		臨時職員の任用		課長の長		
		育児休業, 介護休業及びボランティア休暇の決定		部長	職員課	

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱		総務課	
---	--	-----	--

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課	
	教員職の免, 罰, 賞等	職員の免	上級以下の職員	教育	職員課	
		職員の復職	上級以下の職員	教育	職員課	
		嘱託の任免		教育	職員課	
		臨時職員の任用		課長の長		
		育児休業, 介護休業及びボランティア休暇の決定		部長	職員課	

		職員のき章の交付，職員 の身分証明書 の発行， 身上諸届 の受理等	課 等 の 長		
	共済	共済組合事務一 般	課 等 の 長		
	文 書 の 処 理	公印の新調，改 刻，廃止	部 長		
		公印整理及び専 用印以外の管守 (所定職員に専 決させる。)	課 等 の 長		
	庶務	事務量の測定及 び職員定数の管 理	部 長		
		事務事業の調 査，企画並びに 進行管理の総括	課 等 の 長		
		経常的経費に係 る予算の編成及 び配当，予算の 執行管理並びに 決算状況の把握	課 等 の 長		
	学 校 給食	学校給食に係る 事業計画の策定	部 長		
		学校給食の運営 及び指導	課 等 の 長		
		学校給食の施設 管理	課 等 の 長		

		職員のき章の交 付，職員 の身分 証明書 の発行， 身上諸 届の受 理等	課 等 の 長		
	共済	共済組合事務一 般	課 等 の 長		
	文 書 の 処 理	公印の新調，改 刻，廃止	部 長		
		公印整理及び専 用印以外の管守 (所定職員に専 決させる。)	課 等 の 長		
	庶務	事務量の測定及 び職員定数の管 理	部 長		
		事務事業の調 査，企画並びに 進行管理の総括	課 等 の 長		
		経常的経費に係 る予算の編成及 び配当，予算の 執行管理並びに 決算状況の把握	課 等 の 長		
	学 校 給食	学校給食に係る 事業計画の策定	部 長		
		学校給食の運営 及び指導	課 等 の 長		
		学校給食の施設 管理	課 等 の 長		

教育政策推進課	教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	教総課 育務 生涯学習	
	学校支援	学校支援及び地域連携	課長の長		
	ふじさわティーンチャーズカレッジ「学びあい」	ふじさわティーンチャーズカレッジ「学びあい」の運営管理	部長	教総課 育務	
学務保健課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	教指課 育導	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び	課長の長		

教育政策推進課	教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	教総課 育務 生涯学習	
	学校支援	学校支援及び地域連携	課長の長		
	(仮称)藤沢教師塾	(仮称)藤沢教師塾の運営管理	部長	教総課 育務	
学務保健課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	教指課 育導	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び	課長の長		

		免除を除く。)			
県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教 育 教 長			
	休職の内申	教 育 教 長			
	長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教 育 教 長			
	昇任, 昇格, 昇給の内申	教 育 教 長			
	勤務評定	教 育 教 長			
	事故報告	教 育 教 長			
	復職, 育児休業の内申	部 長			
	管理職の研修計画	部 長			
	県費負担教職員の福利厚生等	部 長			
	臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課 等 の 長			
	公務災害に係る申請手続	課 等 の 長			

		免除を除く。)			
県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教 育 教 長			
	休職の内申	教 育 教 長			
	長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教 育 教 長			
	昇任, 昇格, 昇給の内申	教 育 教 長			
	勤務評定	教 育 教 長			
	事故報告	教 育 教 長			
	復職, 育児休業の内申	部 長			
	管理職の研修計画	部 長			
	県費負担教職員の福利厚生等	部 長			
	臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課 等 の 長			
	公務災害に係る申請手続	課 等 の 長			

		免許状等申請手続	課等の長		
	市費講師の管理	市費講師の任用計画	部長		
	職員団体	職員団体に関する事項	部長		
	学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長		
		児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長		
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課等の長		
		就学時の健康診断の実施	課等の長		
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長		
		教員の研修・研究	課等の長		
	特別	障害児の就学指	課等		

		免許状等申請手続	課等の長		
	市費講師の管理	市費講師の任用計画	部長		
	職員団体	職員団体に関する事項	部長		
	学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長		
		児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長		
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課等の長		
		就学時の健康診断の実施	課等の長		
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長		
		教員の研修・研究	課等の長		
	特別	障害児の就学指	課等		

	支援教育	導	の長		
	奨学金	奨学生選考委員会の庶務	課等の長		
	八ヶ岳野外教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長		
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		
	教育センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
		研究及び研修の事業計画の作成	部長		
		教育史の編集	課等の長		
出版物の編集及び発行		課等の長			
研究及び研修の事業の実施		課等の長			

	支援教育	導	の長		
	奨学金	奨学生選考委員会の庶務	課等の長		
	八ヶ岳野外教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長		
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		
	教育センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
		研究及び研修の事業計画の作成	部長		
		教育史の編集	課等の長		
出版物の編集及び発行		課等の長			
研究及び研修の事業の実施		課等の長			

		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学 校 教 育 相 談 セ ン タ ー	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		
学 校 施 設 課	学 校 教 育 施 設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		
	国 庫 補 助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分申請、報告	教 育 長		
	学 校 教 育 財 産 の 管 理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出	教 育 長		
		目的外使用	部長		
	学校施設の使用許可	課等の長			
生 涯 学 習 課	生 涯 学 習	生涯学習推進基本方針の策定	部長		
		生涯学習の推進、企画及び調整	課等の長		

		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学 校 教 育 相 談 セ ン タ ー	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		
学 校 施 設 課	学 校 教 育 施 設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		
	国 庫 補 助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分申請、報告	教 育 長		
	学 校 教 育 財 産 の 管 理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出	教 育 長		
		目的外使用	部長		
	学校施設の使用許可	課等の長			
生 涯 学 習 課	生 涯 学 習	生涯学習推進基本方針の策定	部長		
		生涯学習の推進、企画及び調整	課等の長		

		生涯学習推進本部の庶務	課等の長		
社会教育		社会教育の推進, 企画及び調整	課等の長		
		事業の企画及び実施	課等の長		
		社会教育委員会議の庶務	課等の長		
		公民館事業計画基本方針の策定	部長		
		公民館整備計画の策定	部長		
		公民館の整備及び管理運営の <u>総括並びに調整</u>	課等の長		
		公民館事業の調整	課等の長		
		学習文化センター		学習文化センターの管理運営	課等の長
学習文化センター施設の使用許可	課等の長				
文化財		文化財の保護及び普及	課等の長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		

		生涯学習推進本部の庶務	課等の長		
社会教育		社会教育の推進, 企画及び調整	課等の長		
		事業の企画及び実施	課等の長		
		社会教育委員会議の庶務	課等の長		
		公民館事業計画基本方針の策定	部長		
		公民館整備計画の策定	部長		
		公民館の整備及び管理運営の調整	課等の長		
		公民館事業の調整	課等の長		
		学習文化センター		学習文化センターの管理運営	課等の長
学習文化センター施設の使用許可	課等の長				
文化財		文化財の保護及び普及	課等の長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		

		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可, 取消, 停止命令	課等の長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長		
		文化財保護委員会の庶務	課等の長		
公開活用		資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
博物館		博物館の建設計画	部長		
		博物館の調査研究, 情報収集及び分析等	課等の長		
博物館資料の収集・調査研究・整理保管		博物館資料等の収集, 調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長		
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の長		

		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可, 取消, 停止命令	課等の長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長		
		文化財保護委員会の庶務	課等の長		
公開活用		資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
博物館		博物館の建設計画	部長		
		博物館の調査研究, 情報収集及び分析等	課等の長		
博物館資料の収集・調査研究・整理保管		博物館資料等の収集, 調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長		
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の長		

	藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集，調査研究及び整理保管等	課等の長		
博物館資料貸出	博物館資料等の貸出，掲載	課等の長		
博物館実習	実習生の受入及び評価等	課等の長		
公民館事業	公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の長		
公民館の运营管理	公民館運営審議会会議	部長	生学課	涯習
	公民館運営審議会 <small>の庶務</small>	公民館長		
	公民館施設の管理運営	公民館長		
	公民館施設の使用許可	公民館長		
	公民館施設の目的外使用許可	公民館長		
	9,000万円未満までの不動産の賃借（支出命令を除く。）	公民館長		

	藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集，調査研究及び整理保管等	課等の長			
博物館資料貸出	博物館資料等の貸出，掲載	課等の長			
博物館実習	実習生の受入及び評価等	課等の長			
公民館事業	公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の長			
公民館の运营管理	公民館運営審議会会議	部長	生学課	涯習	
	公民館運営審議会 <small>の庶務</small>	課等の長			
	公民館施設の管理運営	課等の長			
	公民館施設の使用許可	課等の長			

文化推進課	事業計画	文化事業の基本計画の作成	教 育 長		
		基本計画に基づく運営計画の作成	部 長		
		文化事業の企画及び実施	課 等 の 長		
		財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整	課 等 の 長		
	市民ギャラリー	市民ギャラリーの運営管理	課 等 の 長		
		市民ギャラリー運営協議会の庶務	課 等 の 長		
総合市民図書館	図書館書運	図書館資料の広域利用協定	教 育 長		
		大学図書館との相互利用協定	教 育 長		
		図書館業務の総合企画の策定	部 長		
		図書館類縁機関等との連絡及び協力	課 等 の 長		
		図書館協議会の	課 等		

文化推進課	事業計画	文化事業の基本計画の作成	教 育 長		
		基本計画に基づく運営計画の作成	部 長		
		文化事業の企画及び実施	課 等 の 長		
		財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整	課 等 の 長		
	市民ギャラリー	市民ギャラリーの運営管理	課 等 の 長		
		市民ギャラリー運営協議会の庶務	課 等 の 長		
総合市民図書館	図書館書運	図書館資料の広域利用協定	教 育 長		
		大学図書館との相互利用協定	教 育 長		
		図書館業務の総合企画の策定	部 長		
		図書館類縁機関等との連絡及び協力	課 等 の 長		
		図書館協議会の	課 等		

		庶務	の長		
		視聴覚ライブラリーの運営管理	課等の長		
		図書館の管理運営	課等の長		
		図書館施設の使用許可	課等の長		
		市民図書室の運営管理	課等の長	公民館長	
	図書館活動	図書館資料の貸出, 閲覧, レファレンス	課等の長		
		図書館資料の収集, 整理及び保存	課等の長		
		視聴覚機材の貸出	課等の長		
		集会並びに展示活動の企画, 奨励及び援助	課等の長		
		読書活動等の調査及び企画	課等の長		
		読書会等の育成及び援助	課等の長		
	点字図書館営	点字図書及び録音図書の制作並びに貸出	課等の長		
		点字及び録音の	課等		

		庶務	の長		
		視聴覚ライブラリーの運営管理	課等の長		
		図書館の管理運営	課等の長		
		図書館施設の使用許可	課等の長		
		市民図書室の運営管理	課等の長	公民館長	
	図書館活動	図書館資料の貸出, 閲覧, レファレンス	課等の長		
		図書館資料の収集, 整理及び保存	課等の長		
		視聴覚機材の貸出	課等の長		
		集会並びに展示活動の企画, 奨励及び援助	課等の長		
		読書活動等の調査及び企画	課等の長		
		読書会等の育成及び援助	課等の長		
	点字図書館営	点字図書及び録音図書の制作並びに貸出	課等の長		
		点字及び録音の	課等		

		ボランティアの育成指導	の長		
スポーツ課	スポーツの振興	スポーツ振興の基本計画の策定	部長		
		スポーツ施設の整備計画	部長		
		スポーツ振興審議会の庶務	課等の長		
		基本計画に基づく運営計画の策定	課等の長		
		スポーツ振興に係る調査、研究及び企画	課等の長		
		スポーツ・レクリエーションの奨励普及、振興事業の実施	課等の長		
		学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納	課等の長		
		財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長		
		学校体育施設の開放	課等の長		
		まちかどスポー	課等		

		ボランティアの育成指導	の長		
スポーツ課	スポーツの振興	スポーツ振興の基本計画の策定	部長		
		スポーツ施設の整備計画	部長		
		スポーツ振興審議会の庶務	課等の長		
		基本計画に基づく運営計画の策定	課等の長		
		スポーツ振興に係る調査、研究及び企画	課等の長		
		スポーツ・レクリエーションの奨励普及、振興事業の実施	課等の長		
		学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納	課等の長		
		財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整	課等の長		
		学校体育施設の開放	課等の長		
		まちかどスポー	課等		

		ツ広場の設置及び運営管理	の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		

		ツ広場の設置及び運営管理	の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長		